

町 民 各 位

田上町長 佐 野 恒 雄  
(公 印 省 略)

### 「田上町生活応援券」の送付について

この田上町生活応援券は、燃料・物価価格高騰等に直面する町民の皆様に、日常の安定と、家計への影響を軽減するためのものです。ぜひ田上町生活応援券をご利用ください。

利用可能額	7,000円分利用可能 ※お釣りは出ませんのでご注意ください。
内 訳	1,000円×2枚（取扱店全店舗で利用可能） 500円×10枚（大型店舗を除く取扱店で利用可能）
利用期間	送付を受けた日 ～ 令和5年2月28日（火） ※応援券には有効期限1月31日（火）と記載されておりますが、2月28日（火）までご利用いただけます。
送付対象者	令和4年10月1日時点で田上町に住民登録されている方
田上町生活応援券を利用できないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカードなど）</li><li>・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ</li><li>・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に関するもの</li><li>・国や地方公共団体への支払い</li><li>・事業のように供するための物品やサービス等の調達に要すること</li><li>・その他取引店が指定する商品</li></ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・有効期限を過ぎた場合は無効になり、ご利用できません。</li><li>・応援券に番号のないものは無効です。</li><li>・この応援券は現金との引換はできません。</li><li>・この応援券に取扱店名または指定金融機関の受付表示のあるものは無効です。</li><li>・応援券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。</li></ul>

※利用可能店舗については、裏面をご覧ください。

令和5年2月28日（火）

まで利用できます。

（有効期限は令和5年1月31日（火）と記載されておりますが、令和5年2月28日（火）までご利用可能です。）



お問い合わせ

田上町役場産業振興課 TEL 57-6225

田上町商工会 TEL 57-2291